

第2回団体自治検討部会

- 1 と き 平成22年6月23日（水）午後7時～9時
- 2 と ころ 生涯学習まちづくりセンター女性コーナー
- 3 出 席 者 部会長、委員6名、事務局
- 4 協 議 内 容

(1) ワークショップ

① 第1回検討部会の意見から導かれる条例案

総則検討部会でまだ定義が決められていないため、「市民」、「市」の定義については下記のとおりとして本部会は検討を行います。

- ・市民… 在住、在勤、在学及び外国人を含む。
- ・市 … 市の執行機関と議会を含む。分ける場合は、「市長及びその他の執行機関は」と書くのが普通です。「市長」といえばその他の執行機関が省かれてしまいますので、言葉の調整をしないといけない。

I 参画と協働の原則

- ・ 「参画」、「協働」、「自治」の定義は総則検討部会で行います。
- ・ ここで言う「自治」は団体自治と住民自治の両方を含みます。

部会長： 「自治」という言葉に代えて「まちづくり」という言葉を使っているところが事例としては多い。ただし「まちづくり」というと何を指すかという定義がまたいることになるので、自治基本条例では使わない方がいいと思っています。

- ・ 「それぞれの責務」を「それぞれの役割と責務」に訂正

II 人権尊重の原則

部会長： 外国人に関連するものとして「自由的人権」、「社会的人権」が挙げられます。自由的人権に一切拘束はありません。社会的人権は社会保障に関する一部の適用除外があります。参政権については、法律を越えることになるので自治基本条例上保障できません。ただ、住民投票は条例上の投票権なので可能です。

- ・ 「市民及び市は」ときて、「その個性及び能力が十分発揮されることを原則とする。」となっているが、この間に「●●においては」あるいは、「●●にあたっては」などが抜けているのではないかと？
 - ⇒ 精査します。
 - ⇒ そうすると「市民及び市は」ではない方がいいのかもしれないので、並びも考えておいてください。

III 広報・広聴、応答責任関係

事務局： これは広報・広聴が弱いということと、いろんなところで広報とホームページに対して、意見等をいただくことが多いので、あ

えて広報、ホームページという言葉を使った細かい書き方をしています。ただ条例全体のバランスを考えた時にどうかという問題はあります。

- ・ 「広聴及び広報」を「広報及び広聴」に訂正
- ・ 「市が保有する情報」と「市政情報」は全く同じものですか。
⇒ 「市政情報」とは、市の行政運営に関すること。「市が保有する情報」とは、地理的な情報や市民動向など市政の基盤になっている情報のことだと思われます。
⇒ 解説で「市が保有する情報」と「市政情報」の違いが説明できるようにしておいてください。

IV 応答責任

部会長： こんな条文を入れると各部局から要望や苦情などにいちいち対応できないと反発がくる可能性があります。最初はものすごく殺到するようにみえますが、誠実にやり続けていけばだんだん減ってきます。逆にそういう事例が増えるということは、それだけ市民に不信感をもたれているということです。それを減らすためには信頼感を獲得していくしかない。

- ・ 住民が知りたい情報と市が出す情報は少しずれていると思う。市はマイナスイメージになる情報の提供はしない。住民はそういう情報も提供してもらいたいと思います。

V 行政組織

- ・ 今の市の組織は長く住んでいる市民や訓練された市民でないとうからない組織になっているのではないか。また、行政にとってわかりやすい名前になっているのではないか。
⇒ 青少年センターや生涯学習課など教育委員会関係の組織がわかりづらいです。
⇒ 「分かりやすく、簡素で」というのはむしろ行政にとっては抵抗があるかもしれないが、いいと思います。
- ・ 第2項の「適切に連携、情報交換を行い」というのは横断的につながれという意味ですね。
⇒ 連絡会議や調整会議などを頻繁にしないといけないということになります。

VI 議会の役割

- ・ 第2項の「別に条例で定めるものを議決する」とは地方自治法96条第2項の規定を入れたのですか。
⇒ 議決事項の条例です。
- ・ 議会が市の意思決定機関であると言い切れるのですか。
⇒ 団体自治の最高意思決定機関です。執行機関の最高意思決定機関は市長です。あえて入れるなら市の「最高」意思決定機関としてもよい。

Ⅶ 議会の責務

- ・ 「議会の役割」はどこの市でもある基本ベースです。プラスアルファが「議会の責務」です。これは義務付けられていません。
⇒ 西脇市独自のものを入れていいのではないかと。
- ・ 第2項の「条例議案を提出するなど」は条例・議案ではないのですか。
⇒ 名張市はそのままです。
⇒ 議員立法をもっと出してもらいたいということですね。
ここで初めて「共有」という言葉が出てきていますが。
⇒ 市民自治検討部会で次回情報共有について検討することになっています。

Ⅷ 議員の責務

- ・ 「議会の責務」は議会のところで入れるべきじゃないのですか。
⇒ 「遂行するとともに、議会の責務を果たすため」を「遂行するとともに、その責務を果たすため」に改める。
市民の信託に応えるのは議員個人もそうだが、議会も応えないといけない。
- ・ 他市の場合は、市民の信託に応えるのは議会になっているのではありませんか。議員個人になっていますか？
⇒ だいたい議員の方には「市民の信託に応える」が入っていますが、議会の方にはなかったと思います。
⇒ むしろ議員に自覚を持ってもらいたいという意味ですね。団体としての議会は個々人の論戦の場でもあるし、評決するときはその意思は現れるので、もういいということだと思われまます。
- ・ 「自己の研さんに務めなければならない」はいわゆる努力規定で、これ以上の規定は議会の方でむしろ逆提案してもらいたい。
- ・ 「務め」を「努め」に訂正
- ・ 予想される独自規定としては、市議会議員は別に定める倫理規定を遵守するものとするなど。
⇒ 先の流れでどうなるかわかりませんが、議会の方で議会基本条例をどうするかということがありますので、それをここで書いてしまっ、別に条例で定めるといふ文言を入れてしまってもいいものかという問題があります。
⇒ 条例制定するまでの間に、議会事務局を通じて調整してください。

Ⅸ 市長の役割と責務

- ・ 「総合的な調整」では、言葉として頼りないと思いますが？
⇒ 「市長は、地方自治法第●条の定める職務を行うほか、市の代表者として、市民の信託に応え」とすれば、「市政全体の総合的な調整」は、生きてきます。自治法上の職務を行うのは当たり前で、プラス市政全体の総合的な調整を行うのですという風になります。
- ・ あえて第2項を付け加えたという積極的な理由が見えないと、第1項と

同じことをいっているのではないかといわれる恐れがあります。

⇒ 「市長は、自治の基本理念にのっとり」を「市長は、本条例に定める基本理念及び基本原則にのっとり」に変更すればはっきりすると思います。

第1項は地方自治法上の役割を再確認したもの、第2項はこの条例に基づく上乗せ部分です。そうすると基本原則に参画と協働があり、人権尊重があるので、参画と協働の制度の推進をしなければいけないし、人権の原則にのっとり障がい者や子ども、女性や外国人などの参画の機会、不平等を全部チェックして、しっかりと広めていかないといけないということになります。

X 職員の責務

- ・ 地方公務員法に書いてあることをそのまま書いているだけです。地方公務員法以上のことが書いてあるのは第3項、第4項になります。
- ・ 第3項に「地域活動に参加する」とありますが、地域活動がいやだという場合はどうするのか。また、NPO活動や個人ボランティアも奨励されてしかるべきだと思いますので、地域活動に限定しない方がいい。

⇒ 「地域活動等に参加する」にしておいて、必ずしも地域にこだわらない活動であるボランティア活動やNPO活動などの市民公益活動も含まれますとすればいいのではないか。その場合、「地域活動等」の解説が必要です。

⇒ よそのまちに住んでいる職員は、そのまちの地域活動に関わっていけば、当然市民感覚を持てると思うので、あえて西脇市内の地域活動等に参加するべきと定める必要があるのですか？

そうは言いながら第4項で、必要に応じて市民と市との意思疎通を図るための役割を担わないといけないので、地域課題がわかっていないとだめだということになります。

部会長： もう一度事務局で協議してもらい、修正案をつくってください。残っている課題は、どれだけオプションパーツを提案できるかです。

- ・ 行政評価を条例化するかどうか。
- ・ 総合計画の決め方。総合計画も条例で位置づけるべきではないか。
- ・ 外部監査。市の内部でもどうするか検討してもらいたい。
- ・ 公益通報（内部コンプライアンスシステム）。併せて口利きの記録保存等をどうするか。⇒参考に鳥取県の事例を出してください。
- ・ 市民の市政運営に関する参画と協働をどれだけ制度化するか。（事業仕分けをどう考えるかということも議論すべきではないか。）
- ・ 公設オンブズマン制度を設けるかどうか。

- ・ パブリックコメント
- ・ 審議会などの委員には必ず一般公募市民を加えなければならない。これは参画と協働の原則からきます。
 - ⇒ 市民自治検討部会の担当になります。
 - ⇒ 重なっていたら合わせればいい。「市政運営の原則」と「市民の役割と責務」のどちらで掲げるかですが、参画と協働の原則からくるものですから、市政運営の原則に入っていた方が形としてはよい。

協議会・審議会等の構成においては、参画と協働の原則に基づき、一定割合の公募市民を入れなければならない。及び人権の原則から男女の比率に配慮をしなければならないなど。

人権に関する協議会、審議会、計画づくりに関しての当事者参加原則。例えば、障がい者政策をする、障がい者基本計画をつくる場合に、障がい者団体が必ず入っていないと無効であるなど、意外とこれが認識されていません。条例に入れるかどうかは要判断です。

5 その他

- (1) 第3回目の日程等 7月14日（水）午後7時から
前半で修正案を確認し、後半でオプションパーツについて議論します。
- (2) 第4回目の日程 9月8日（水）午後7時から